

公立大学法人公立小松大学研究費管理規程

平成 30 年 7 月 11 日

規程第 52 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）における研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 研究費とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国又は国が所管する独立行政法人等及び地方公共団体又はその外郭団体等から研究事業を目的として受け入れた公的研究費
- (2) 法人から措置される学内研究費
- (3) 民間企業及び財団等から研究の受託により受け入れる受託研究費
- (4) 民間企業及び財団等との共同研究等により措置される共同研究費
- (5) 研究促進を目的とする民間機関等からの研究助成金
- (6) 寄附金のうち研究に使用する奨励寄附金等
- (7) 前号に掲げるもののほか、研究者が公立小松大学において学術研究に使用する資金

3 研究者とは、公立大学法人公立小松大学職員就業規則第 2 条に規定する役員及び職員のうち、研究に従事している者をいう。

(法人の責務)

第 3 条 法人は、法人又は法人に所属する役員及び職員が研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規則等に従い、研究費の運営及び管理を適切に行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、公的研究費の補助条件等、各研究費の運営及び管理において優先すべき事項（以下「補助条件等」という。）があると認められる場合は、学内規則等にかかわらず補助条件等を優先させる。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、研究費はすべて公的なものであるとの認識を持ち、研究費による学術研究は信頼性及び公益性を確保すべきものであることを念頭において、法令及び学内規則等を遵守するとともに、研究費の使用に関して説明責任を果たすべき、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 研究者が研究費の不正使用を行った場合は、公立大学法人公立小松大学就業規則その他の規則等に基づく処分を行うものとする。

(責任体系)

第5条 法人の研究費の運営及び管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く

(最高管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、法人の研究費に関する運営及び管理を統括し、最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費に関する運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、研究費使用に関するコンプライアンス教育の推進、研究費の不正使用の疑いが生じた場合の調査及びその他研究費の不正使用防止に関する事項についての業務を指揮監督する。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営及び管理に関する実質的な責任と権限を持つものとし、学部及び事務局の責任者をもって充てる。

(相談窓口)

第9条 研究費の事務処理手続きや使用に関する内外からの相談窓口を事務局財務課に置く。

- 2 相談窓口は関係部署と連携し、内外からの問い合わせに速やかに対処しなければならない。

(通報窓口)

第10条 法人における研究費の運営及び管理に係る不正行為に適切に対応するため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口に関する事項は、公立大学法人公立小松大学公益通報者保護規程で定める。

(調査)

第13条 統括管理責任者は、研究費の不正使用の疑いが生じた場合は、関係部局と協働して調査委員会を構成して直ちに調査を行う。

- 2 調査委員会は、統括管理責任者が指名する法人職員若干人をもって構成する。
- 3 統括管理責任者は、必要がある場合は法人職員以外の者を調査委員会に委員として加えることができる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者が指名する。
- 5 調査委員会は、調査結果を統括管理責任者に文書で報告するものとする。
- 6 統括管理責任者は、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究費等不正防止体制)

第 14 条 法人における研究費の不正使用について、その要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施するため、研究費等不正防止班を置く。

2 研究費等不正防止班の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(内部監査)

第 15 条 研究費の管理・運用に関する内部監査は、公立大学法人公立小松大学内部監査規程に基づいて行うものとする。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規程第 6 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。